

年金生活者支援給付金の支給額の誤りについて

令和元年10月より制度化された年金生活者支援給付金（※）の支給において、支給者である日本年金機構に対し、本町が提供した平成30年分の所得・世帯情報に誤りがあったことから、令和元年10月～令和2年7月分の給付金に過払いがあったことが判明いたしました。

過払いの該当となった方については、日本年金機構に対し、相当額を返還いただくこととなります。

町民の皆様の信頼を損なうこととなり、深く反省し、お詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように再発防止策を徹底してまいります。

※「年金生活者支援給付金」は、公的年金等の収入やその他の所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、日本年金機構より、年金に上乗せして支給（令和元年度基準額：年6万円（月5千円））されるものです。

1. 発生の原因

原因は、本町が業務委託しているシステム管理会社（株式会社HDC）のシステム不具合によるものであります。

令和元年10月の支給開始にあたり、本町の年金受給者の所得・世帯情報に基づく提出データ作成のためのシステム開発を株式会社HDCに委託し、当該システムにより作成されたデータを日本年金機構に提出したところではありますが、そのシステム開発の段階において、本人及び世帯の所得情報の抽出に係る不具合があり、一部の方の所得情報が反映されなかったものであります。

2. 該当者数及び返還額等

○該当者 145名

○返還金額 総額 3,030,609 円

※返還方法については、別途日本年金機構より該当者に通知されております。

3. 町の対応について

給付金支給過払いにより返還金が生じた皆様へお詫び状を郵送させていただき、電話にて状況や経緯を説明させていただきました。

（別途、日本年金機構からもお詫び状と返還額・返還方法等の個別通知が郵送されております。）

このたびの給付金支給過払いによって、返還金が生じた方を対象に無利子の資金貸付

制度を創設いたしました。該当する皆様には個別にお知らせしておりますので、制度の活用をご希望される方は、3月末までに住民保健課国保グループで手続きをお願いします。

また、今回の給付金支給過払いの原因となりましたシステムの開発を行った委託事業者につきましては、嚴重注意をするとともに、社内における制度とプログラムのチェック体制の強化など、再発防止に向けた取組の徹底について指導をいたしました。契約上、瑕疵担保責任はございますが、システムの検収や指導・監督に係る町の責任もあることから、損害賠償は求めないことといたしました。

4. 再発防止について

このたびの情報提供の誤りは、二度とあつてはならないことであります。

今後、委託事業者に対する指導の徹底と、関係各課による相互のチェック体制強化に努め、再発を防止し、町民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

【問い合わせ】

町住民保健課国保グループ ☎73-7508